

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(内閣府6-18)

政策名及び施策名	政策名「経済安全保障」 施策名「安全保障の確保に関する経済施策の推進」	担当部局・作成責任者名	政策統括官(経済安全保障担当) 後藤参事官
施策の概要	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。)に基づき、特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の非公開に関する制度を創設することにより、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進する。	事後評価実施予定時期	令和7年度(1年目評価) 令和9年度(最終年度評価)

施策目標	国家・国民の安全を経済面から確保					
施策目標の設定の考え方・根拠	経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針(令和4年9月30日閣議決定)を踏まえて設定した。					
中目標(Ⅱ)1	我が国の経済構造の自律性の向上					
中目標(Ⅰ)1	国民生活や産業に重大な影響が及ぶ状況を回避すべく、重要物資や原材料のサプライチェーンを強靱化					
測定指標1	供給確保計画に沿った物資の生産等の状況					測定指標の選定理由
			R6年度	R7年度	R8年度	目標(値・年度)の設定の根拠
	目標値(目標年度)	100% (R8年度)	年度ごとの目標値	100%	100%	
基準値(基準年度)	集計中 (R5年度)	年度ごとの実績値				測定指標の実績値の把握方法
参考指標1	計画認定件数					参考指標の選定理由
			R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法
	基準値(基準年度)	74件 (R5年度)	年度ごとの実績値			

特定重要物資として12の物資を指定した上で、それら物資の安定供給確保を図るため、物資所管省庁において74件の供給確保計画を認定し、支援を行っているところ(令和5年度末時点)。当該中目標を達成するためには、供給確保計画に沿った物資の生産等が行われる必要があることから、測定指標として設定した。

当該中目標を達成するためには、供給確保計画に沿った物資の生産等が行われる必要があることから、全ての供給確保計画について、計画に沿った生産等が行われることを目標とした。

各年度において物資所管省庁からの報告を通じて把握する。

当該中目標を達成するためには、物資所管省庁において供給確保計画が認定される必要があることから、参考指標として設定した。

各年度の計画認定件数を把握する。

中目標(Ⅰ)2		基幹インフラ役務の安定的な提供の確保						
測定指標2	基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する状況					測定指標の選定理由	我が国の経済構造の自律性の向上を達成するためには、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度(以下「基幹インフラ制度」という。)の着実な運用を通じて特定妨害行為を未然に防止することにより、基幹インフラ役務の安定的な提供を確保する必要があることから、測定指標として設定した。	
				R6年度	R7年度	R8年度	目標(値・年度)の設定の根拠	当該中目標を達成するためには、基幹インフラ制度の着実な運用を通じて特定妨害行為を未然に防止していく必要があるが、数値化が困難なため、定性的目標として設定している。
	目標(目標年度)	基幹インフラ役務の安定的な提供が確保できている(R9年度)	施策の進捗状況(目標)	基幹インフラ役務の安定的な提供が確保できている				
	基準(水準・年度)	基幹インフラ制度の着実な運用を通じて基幹インフラ役務の安定的な提供の確保を図る(R6年度)	施策の進捗状況(実績)				測定指標の実績値の把握方法	参考指標の実績値等を踏まえて判断する。
参考指標2	事業所管省庁への届出件数					参考指標の選定理由	当該中目標を達成するためには、基幹インフラ制度に基づく事業所管省庁への届出により、特定重要設備の導入及び重要維持管理等の委託に関する状況を把握する必要があることから、参考指標として設定した。	
				R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法	各年度の事業所管省庁への届出件数を把握する。
基準値(基準年度)	- (R6年度)	年度ごとの実績値						

中目標(Ⅱ)2	他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性の確保							
中目標(Ⅰ)3	特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用							
測定指標3	特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する状況(経済安全保障重要技術プログラム(Kプログラム)の研究開発課題毎の評価のタイミングにおいて、達成目標を達成した割合(%))					測定指標の選定理由	当該中目標を達成するためには、研究開発が着実に進捗していることが必要であることから、研究開発開始時に定められた各研究開発課題の達成目標の達成状況を測定指標として設定した。	
				R6年度	R7年度	R8年度	目標(値・年度)の設定の根拠	当該中目標を達成するためには、研究開発が着実に進捗していることが必要であることから、令和9年度に達成目標の達成割合100%と設定した。(※研究開発期間は数年度のスパンを基本としているため、令和9年度を目標年度とした。)
	目標値 (目標年度)	100 (R9年度)	年度ごとの 目標値	100	100	100		
	基準値 (基準年度)	- (R4年度)	年度ごとの 実績値				測定指標の実績値の把握方法	指定基金協議会等を通じて共有される情報により把握する。
参考指標3	協議会開催件数					参考指標の選定理由	経済安全保障推進法に基づき官民伴走支援のために指定基金協議会を設置することとしていることから、当該中目標を達成するための参考指標として設定した。	
				R6年度	R7年度	R8年度	参考指標の実績値の把握方法	各年度において開催件数を把握する(内閣府が協議会の事務局)。
	基準値 (基準年度)	13 (R5年度)	年度ごとの 実績値					

中目標(I)4		特許出願非公開化の措置を講じて機微な発明の流出を防止						
測定指標4	特許出願非公開化の措置による機微な発明の流出の防止に関する状況					測定指標の選定理由	他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性の確保を達成するためには、特許出願非公開制度の着実な運用を通じて、機微な発明の流出を防止する必要があることから、測定指標として設定した。	
				R6年度	R7年度	R8年度		
	目標(目標年度)	機微な発明の流出を防止するための特許出願非公開制度の着実な運用(R9年度)		施策の進捗状況(目標)	機微な発明の流出を防止するための特許出願非公開制度の着実な運用		目標(水準・年度)の設定の根拠	当該中目標を達成するためには、特許出願非公開制度の運用により、安全保障上機微な発明の特許出願について、公開や流出を防止するとともに、安全保障を損なわずに特許法上の権利を得られるようにしていく必要があるが、数値化が困難なため定性的目標として設定している。
	基準(水準・年度)	特許出願非公開制度の運用(R6年度)		施策の進捗状況(実績)			測定指標の実績値の把握方法	参考指標の実績値等を踏まえて判断する。
参考指標7	保全審査件数					参考指標の選定理由	当該中目標を達成するためには、特許出願非公開制度に基づく保全審査を実施する必要があることから、参考指標として設定した。	
				R6年度	R7年度	R8年度		
	基準値(基準年度)	- (R6年度)		年度ごとの実績値			参考指標の実績値の把握方法	各年度の保全審査件数を把握する。
参考指標8	保全指定件数					参考指標の選定理由	当該中目標を達成するためには、特許出願非公開制度に基づく保全指定を必要に応じて行う必要があることから、参考指標として設定した。	
				R6年度	R7年度	R8年度		
	基準値(基準年度)	- (R6年度)		年度ごとの実績値			参考指標の実績値の把握方法	各年度の保全指定件数を把握する。

施策に関連する主な内閣府事業 (開始年度)	関連する中目標・ 行政事業レビュー 事業番号	予算額 (執行額) ※単位:百万円			事業概要
		R6年度	R7年度	R8年度	
1 経済安全保障の確保の推進に必要な経費 (令和5年度)	中目標(Ⅰ)1、2、3、4 0008	797			経済安全保障推進法等の趣旨や制度内容について国民・事業者等へ適切に周知・広報するとともに、経済安全保障の推進に向けた調査研究を実施するなど、経済安全保障推進法等を着実に執行する。また、特定重要物資等の安定供給確保に取り組む事業者に対して、株式会社日本政策金融公庫を通じた指定金融機関による融資(ツーステップ・ローン)が行えるよう、公庫に対しツーステップ・ローンの実施に伴う経費を補助する。
	施策の予算額 (執行額)	797			

施策に関連する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	年月日	関係部分抜粋
1 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針	令和4年9月30日閣議決定	—
2 経済財政運営と改革の基本方針2024	令和6年6月21日閣議決定	第2章社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～7. 持続的な経済成長の礎となる国際環境変化への対応(2)経済安全保障 産業が抱えるリスクを点検しつつ、経済安全保障推進法の着実な施行と取組の強化を行う。重要物資の供給上の課題について、不断の点検・評価を行った上で、国際連携による透明、強靱で持続可能なサプライチェーン構築を含め、安定供給確保のための施策を進める。先端的重要技術を育成するとともに、国際協力推進に向けた技術流出対策、安全・安心に関するシンクタンクの設定準備を進める。基幹インフラ制度について、医療分野の追加を含む不断の検討を行う。国際通信における自律性向上を含め、重要なインフラの強靱化に取り組む。
3 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版	令和6年6月21日閣議決定	V. 投資の推進7. その他の国内投資の促進 ⑥安定的なサプライチェーンの確保 重要な物資のサプライチェーンについて、これまでの取組の効果を含めて不断の点検・評価を行った上で、物資の特性や課題に応じた実効性のある対応を検討し、技術流出対策を含めた安定供給確保のための施策を実施する。また、国際連携による透明、強靱で持続可能なサプライチェーンの構築も進める。法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化し、同盟国・同志国等と連携しつつ、産業が抱えるリスクを点検し、政府一体となって、経済安全保障を確保する。先端的重要技術の育成に向け、経済安全保障重要技術育成プログラムを通じた支援を引き続き実施する。また、経済安全保障上の重要技術に関する国際協力の推進に向け、技術流出対策について検討を進め、必要な取組を着実に進める。